

工事請負の入札参加者の方々へ

名古屋市上下水道局

上下水道取付管工事（単価契約）における  
工事成績評定点等の入札参加資格への活用について

日頃より上下水道事業で実施する建設工事にご協力頂き、誠にありがとうございます。  
平成 29 年度より工事成績評定制度を本格実施する上下水道取付管工事（単価契約）  
における、工事成績評定点等を以下のとおり入札参加資格へ活用する事としましたので、  
お知らせします。

1. 入札参加資格に活用する工事成績評定等

平成 29 年 4 月 1 日契約からの評定結果(評定点および期間評価点)

2. 入札参加資格の概要

- (1) 工事成績の評定点が 65 点未満のものは、施工実績とすることができない。
- (2) 60 点未満の工事成績の評定点の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日の翌日から 2 月以上経過するまでの間は、名古屋市上下水道局発注工事の入札に参加することができない。(なお、公衆災害等により指名停止を受けたことにより、工事成績が減点された場合を除く。)
- (3) 名古屋市上下水道局発注工事において、原則、前年度および前々年度に引き渡した工事を対象として、工事目的物の引渡し<sup>※1</sup>の実績が 2 件以上あり、当該工事の工事成績評定点<sup>※2</sup>の平均が 65 点未満である場合は入札に参加できない。

※1 総価契約工事は最終契約額が 500 万円以上の元請工事の引渡しに限る。

入札対象工事と同一の認定業種に限る。

※2 特別共同企業体で受注した場合は、代表構成員としての成績のみ認めるものとする。

総価契約工事の入札参加資格への活用

入札公告時期	入札参加資格 (平均点を算出する対象工事の引渡し期間)	適用除外者
平成 30 年 6 月～ 平成 31 年 5 月	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に引渡し済の総価契約工事と単価契約工事※の平均点	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の入札参加資格がない者

単価契約工事の入札参加資格への活用

入札公告時期	入札参加資格 (平均点を算出する対象工事の引渡し期間)	適用除外者
平成 30 年 6 月～ 平成 31 年 5 月	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に引渡し済の総価契約工事と単価契約工事※の平均点	—

※配水管移設工事等(単価契約)、下水道整備工事(単価契約)、管路センター管内下水道築造工事等(単価契約)に加えて、上下水道取付管工事(単価契約)が追加

- (4) 4月1日から同年11月30日までの評価結果(期間評価点)が60点未満であった場合、次年度契約の上下水道取付管工事(単価契約)の全工区の入札に参加することができない。

3. その他

入札参加資格の詳細については公告等をご確認ください。

また、「単価契約工事における工事成績評定の本格実施について(通知)」も併せてご参照ください。

<お問い合わせ先>

上下水道局技術本部計画部技術管理課 (052) 889-1055

上下水道局総務部契約監理課 (052) 972-3752